

名古屋市私立高等学校授業料補助についてのお知らせ

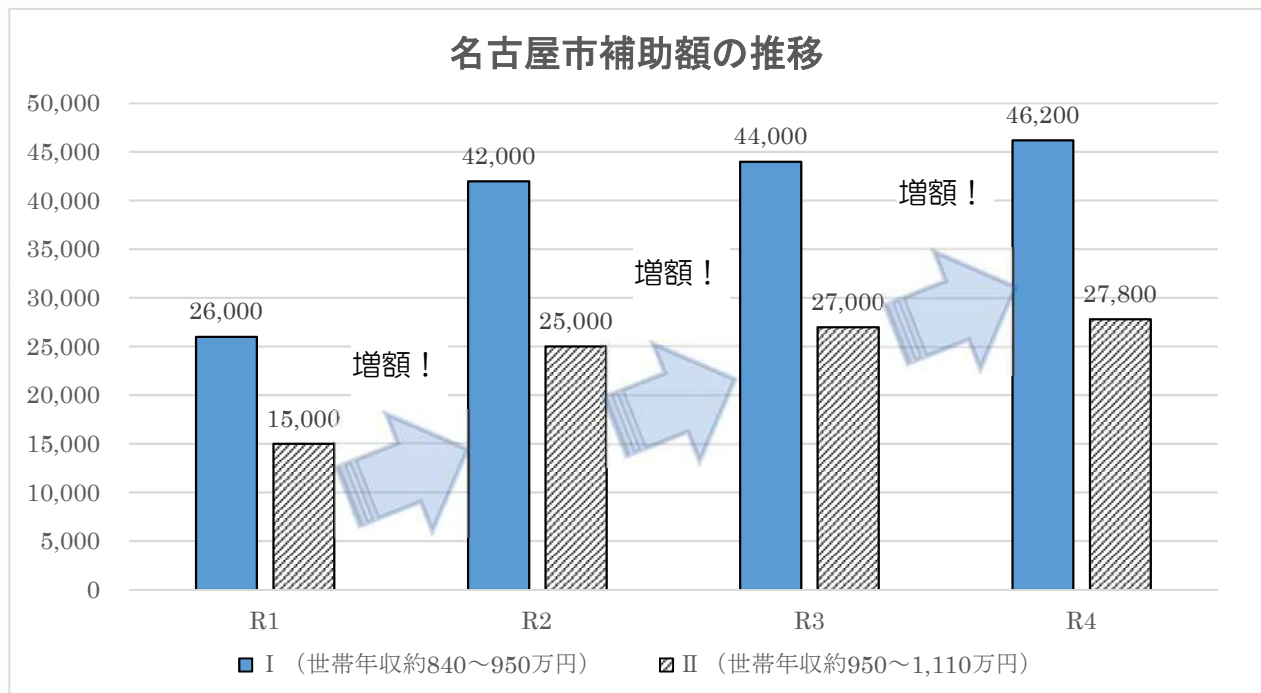
名古屋市私立高等学校授業料補助制度は、昭和 48 年に全国に先駆けて導入され、保護者の負担軽減により公私間格差の是正を図る目的から、政令指定都市で唯一、独自の補助を、愛知県の授業料補助制度の対象外となる世帯に対して行っております。

愛知県の私立高等学校に通う生徒の保護者負担を少しでも軽くするため、次のとおり授業料の補助を行いますので、該当される方はこの制度をご利用ください。

1 授業料の補助を受けることができる方（次の4つの条件をすべて満たしていること。）

- (1) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲にあてはまらないこと
- (2) 愛知県内に設置されている私立高等学校（全日制・定時制）に 10 月 1 日時点で在籍していること
- (3) 生徒とその保護者の住所がともに 10 月 1 日に名古屋市内にあること
- (4) 保護者の令和5年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額（以下「算定基準額」といいます。）が裏面表の補助基準に該当すること（算定基準額は原則として、父母の合計額となります。）

2 補助の額の推移（3年連続増額しました）



※R4 補助額は、令和5年度では全学年（1～3年生）が対象です。

3 令和5年度補助基準及び補助金額

補 助 基 準		補 助 額
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲外で、令和5年度算定基準額が325,500円未満の世帯	年額 46,200 円
II	令和5年度算定基準額が415,500円未満の世帯	年額 27,800 円

※ 実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。



4 問い合わせ先

名古屋市教育委員会学事課就学援助係

☎ 052-972-3217

⇒市公式ホームページへ！！

